

若手研究者の学会に係る研究会合参加に要する経費の配分執行細則

〔平成29年1月9日〕
「むら研究会」基金管理委員会申合せ

(趣旨)

第1 若手研究活動補助執行要領(以下「要領」という。)第4条に基づき、同第3条(1)の配分基準は、この細則が規定するものとする。

(配分の優先順位)

第2 配分は、次のとおりの優先順位に基づき決定するものとする。

- (1) 学会全国大会における発表。
- (2) 学会全国大会への参加。
- (3) 要領第3条第2号(2)に掲げる活動。
- (4) 学会研地区研究会における発表。
- (5) 学会地区研究会への参加。
- (6) その他の研究会合のうち「むら研究会」基金管理委員会(以下「委員会」という。)が特に認めたものにおける発表もしくは参加。

2 同一優先順位の事項に対する補助申請総額が、予算残額を超過する場合は、当該活動に係る旅費総額がより高い申請者を優先する。その上でなお予算残額を超過する場合は、非常勤職を有さない者を優先する。その上でなお予算残額を超過する場合は、委員会の合議により優先順位を決定する。

(配分額の基準)

第3 前条第1号に掲げる各事項への配分額は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1号(1)の配分額は、1件あたり15千円とする。
- (2) 前条第1号(2)の配分額は、1件あたり10千円とする。
- (3) 前条第1号(3)の配分額は、申請内容に応じて委員会がこれを決定する。
- (4) 前条第1号(4)の配分額は、1件あたり5千円とする。
- (5) 前条第1号(5)から(6)の配分総額は、1件あたり3千円とする。

(告知ならびに申請)

第4 委員会は、翌会計年度学会大会の自由報告募集告知と同時に、第2条第1号(1)から(3)への申請募集を告知する。申請の締切は自由報告募集の締切と同時とする。

2 委員会は締切後速やかに審査を行い、配分対象を決定する。審査結果は速やかに全申請者に通知する。またこの時、予算額に猶予がある場合は、同条同号(4)から(6)の申請募集も同時に告知する。

(支払い)

第5 補助の支払い方法は、次のとおりとする。

(1) 第2条第1号(1)から(3)への支払いは、翌会計年度学会大会場において行うものとする。

(2) 第2条第1号(4)から(6)への支払い方法は、委員会と申請者との協議により決定するものとする。

(改廃)

第6 この細則の改廃は、委員会が行い、学会理事会に報告する。